

☆「医療的ケア」って何？

近年、学校に在籍する日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等（以下「医療的ケア児」という）は年々増加しています。学校における医療的ケアの実施は、医療的ケア児に対する教育面・安全面で、大きな意義をもつものです。

子どもたちがそれぞれの学校、学びの場で、安全の確保が保証され、必要な医療的ケアを受けながら、充実した学校生活を送るために、知っておきたい事項を「小学校等における医療的ケア実施支援資料」を参考にまとめてみました。



(a) 医行為と医療的ケアについて

医師及び看護師などの免許を有さない者による医行為は、法律で禁止されています。

「医行為」とは、「医師の医学的判断及び技術をもって行わなければ、人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為を反復継続する意思をもって行うこと」

「医療的ケア」とは、一般的に、「病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為」と、されています。



医療的ケアの児の実態は多様で、歩いたり活発に動き回ったりすることが可能な児童生徒等も在籍します。具体的な医療的ケアの状態等に応じた対応については「小学校等における医療的ケア実施支援資料」に記載してあります

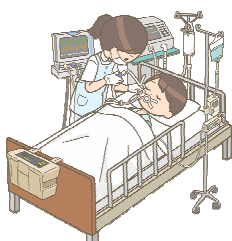


私は気管切開をしていて、喀痰吸引の医療的ケアを一日に○回程度必要とします。

私は口から食べ物を摂取することが難しいので、給食の時には胃ろうから栄養を摂取しています。



私は人工呼吸器による呼吸管理をしながら学校に通っています。



(b) 学校等における医療的ケアの実施者について



「日常的に継続して行われる医行為」である「医療的ケア」を小学校等で実施することは可能ですか。その際、医療的ケアの実施者は誰ですか。

- ・ 医師、看護師
- ・ 介護福祉士、認定特定行為業務従事者
- ・ 医療的ケア児本人、保護者

が、医療的ケアを実施することができます。



認定特定行為業務従事者とは、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等研修を修了し、都道府県知事に認定を受けた介護職員等（教職員含む）です。医師の指示の下、看護師と連携し、医療的ケアのうち、喀痰吸引と経管栄養の一部を行うことができます。

(c) 医療的ケアと教育活動における留意点について

医療的ケア児一人一人の種類や内容によって、その対応は異なります。

「小学校等における医療的ケア実施支援資料」第3編には、医療的ケア児の状態等に応じた対応として、医療的ケアの種類ごとに記載されています。



第3編 医療的ケア児の状態等に応じた対応

- 第1章 喀痰吸引
- 第2章 人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む）
- 第3章 気管切開部の管理
- 第4章 経管栄養
- 第5章 導尿
- 第6章 人工肛門（ストーマ）
- 第7章 血糖値測定・インスリン注射

各章について

- 1 ○○（医療的ケアの種類）とは
- 2 教職員が教育活動を行うに当たって留意すること
看護師等が医療的ケアを行うに当たって留意することが記載されています。

私たち教師は、教育活動を行う際「教職員が教育活動を行うに当たって留意すること」を踏まえた上で、その活動が困難又は不可能な場合は、学習内容の変更・調整をしたり、必要に応じて特別の教育課程の編成などを検討したりすることも重要です。



まずは医療的ケアについて知ること、医療的ケア児にとって、医療的ケアが生活や学びを支える日常的なものであることを理解する必要がありますね。医療的ケア児の学びの場は、医療的ケアを含めた教育的二ーズを基に検討する必要がありますね。